

地球温暖化対策施設整備費補助事業の概要

1 目的

地球温暖化対策に資する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取組を推進することを目的とする。

2 補助対象者

都内病院及び診療所の開設者であって、東京都知事が適当と認めるものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

3 補助対象事業

地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 病院等において省エネルギーに関する規定等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。
- (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであること。
- (3) 整備内容の例の概要は以下のとおりであること。
 - ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備
 - イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備
 - ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備
 - エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレ洗浄水等に利用するための整備
 - オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備
 - カ 高効率熱源機器の導入整備

4 補助所要額の計算方法

(1) 対象事業費

地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費。

(2) 算式

$$\text{補助所要額} = \text{補助基準額} (96,686\text{千円}) \times \text{調整率} \times \text{補助率} (0.66)$$

※調整率について

前年度3月31日現在において、東京都内の既存病床数が、医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合、0.95の調整率を適用する。

※補助所要額については、千円未満の端数は切捨てとする。

※実施額が上記基準額を下回るときは、当該実施額を適用する。

※補助基準額は令和5年度実施数値。

5 留意事項

(1) 建物の所有権

土地については借地であっても補助対象となります。但し、建物については、すべての建物（整備区域内外問わず）が、事業計画書提出の時点で開設者の所有であることが補助の条件となります。

令和6年6月

※ 建物は、個人が開設する医療機関の場合は、開設者である個人の所有、医療法人等の法人が開設する医療機関の場合は、法人の所有である必要があります。

(2) 根抵当権が設定されていないこと

補助対象となる建物及び当該建物が設置されている土地に根抵当権が付いている場合、補助対象となりません。

(3) 財産処分の制限

補助を受けて整備した施設・設備には、財産処分の制限がかかります。

本補助事業の補助目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き（場合によっては補助金の返還も含む）を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重にお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。

(4) 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けることはできません。

(5) 契約時期

補助事業に係る契約については、内示後に締結することが必要です。

(6) 契約締結方法

補助事業に係る契約については、当方で定めた契約手続基準の遵守（原則として入札）が必要です。

(7) 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保証するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

(8) 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認され、補助事業を実施することができます。

(9) その他

この事業概要は、現時点における令和6年度事業に関するものです。今後の予算編成作業により、補助条件、単価、補助率等を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、詳細な補助条件は担当部署にご確認ください。

6 担当部署

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎2階南側

電話 03-5320-4417